

第8次京都府高齢者健康福祉計画〔京都府高齢者居住安定確保計画〕(中間案) に対する府民等意見募集の結果

1 意見募集期間 平成29年12月19日～平成30年1月15日

2 意見提出者数 10個人・3団体 計20件

3 御意見(御提案)の要旨と京都府の考え方

番号	項目	御意見(御提案)の趣旨	京都府の考え方
1	地域包括ケアシステムを支える人材の確保・定着・育成	○地域包括ケアを支える多職種に、薬剤師も追加していただきたい。	○地域包括ケアを支えるための多職種連携において、薬剤師の役割は重要であり、医療・介護連携等の項目において、薬剤師と記載することとします。
2	高齢者の在宅医療を支える医療・介護の連携促進	○在宅における栄養サポート体制の充実はますます重要度を増していくため、現在就労していない管理栄養士・栄養士の再教育の機会を充実できるよう、計画に記載していただきたい。	○在宅療養者への質の高い訪問栄養食事指導の提供は重要であり、指導を行う管理栄養士の育成を目的とした、関係団体が行う研修に対する支援について、記載することとします。
3	高齢者の在宅医療を支える医療・介護の連携促進	○「栄養ケア・ステーション」が在宅医療拠点に位置づけられたことで、医療・介護関係者の認知度が高まることを期待する。在宅ケアに携わる専門職として、管理栄養士・栄養士の人材育成に努めていきたい。	○高齢者の在宅ケアを支える多職種連携において、管理栄養士・栄養士の役割は重要であり、今後も市町村や関係団体と連携して、人材育成等を通じた地域包括ケアの推進に努めてまいります。
4	認知症総合対策の推進	○認知症の方の介護者に訪問栄養食事指導を行っているが、状態によって関わり方に配慮が必要となる。管理栄養士(認知症対応力向上)研修の対象に含めることはできないか。	○認知症対応力向上研修については、国の実施要綱に基づき、かかりつけ医や看護師、介護職員等を対象に各都道府県で実施しており、管理栄養士については、一般病院勤務の方を対象に「病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修」を受講していただいているところです。今後も、多職種が連携して適切なケアを実施していただけるよう、人材養成や体制整備を進めてまいります。
5	看取りの体制・環境・文化づくり	○食べたいという願いを大事にすることは人の尊厳に関わること。終末期を含めた在宅を支える多職種には、管理栄養士もいることを認識していただきたい。	○高齢者の在宅ケアを支える多職種連携において、管理栄養士・栄養士の役割は重要であり、看取り支援に対応できる専門職に、「管理栄養士及び栄養士」を記載することとします。
6	介護予防・健康づくりの充実と高齢者自身が主役となる地域文化の醸成	○栄養と食生活に対する高齢者の関心は高いが、低栄養状態等の早期発見に繋がっていない例もある。地域ケア会議に管理栄養士を必ず参加させる仕組みにしてください。計画全体において、栄養問題に対する認識が低いと感じる。	○高齢者の在宅ケアを支える上で、栄養と食生活の改善、低栄養状態の早期発見は重要であり、地域ケア会議には管理栄養士も含めた多くの職種が参加することが望ましいと考えております。地域ケア会議が多職種協働のもと、より効果的に機能するよう、地域包括支援センター職員等に対する研修を実施するなど、多職種協働を推進するための取組について、記載することとします。
7	地域包括ケアシステムを支える人材の確保・定着・育成	○北部には「栄養ケア・ステーション」もなく、在宅訪問栄養指導ができていない。地域包括支援センターにも管理栄養士は配置されておらず、相談事業・訪問事業ができない。訪問栄養指導を実施できるよう、基幹病院や訪問看護ステーションに管理栄養士を配置するための補助金を設ける等の具体的な施策が必要ではないか。	○北部においては、管理栄養士に限らず、医療・介護・福祉の人材確保が大きな課題であると考えています。一方で、基幹病院や訪問看護ステーションの人員配置については、原則として診療報酬、介護報酬に基づきそれぞれの事業者において判断されるべきものと考えております。府内のどの地域においても、在宅療養者へ質の高い訪問栄養食事指導が提供できる体制整備に向けて、北部地域における人材育成を目的とした、関係団体が行う研修に対する支援について記載することとします。
8	その他	○将来、どれだけの人が高齢者になり、介護が必要になる高齢者がどれだけ増えるかを予測できなければ計画は立てられない。全ての問題をAIにかけてデータを作成した上で計画を策定すべきである。	○本計画では、2025年に向けた高齢者数や要介護認定者数の将来推計をふまえて、必要なサービス量を見込んでいるところです。将来推計にあたっては、地域包括ケア「見える化」システム等のデータを活用して分析を行っているところですが、今後も様々なデータに基づいた分析をふまえて計画を策定してまいります。
9	高齢者の在宅医療を支える医療・介護の連携促進	○高齢者が在宅で安心して暮らしていくためには、「食」を支える管理栄養士も含めた地域での多職種連携が不可欠。在宅訪問栄養指導を行う管理栄養士のスキルアップと人材確保が必要だと思う。	○高齢者の在宅ケアを支える多職種連携において、管理栄養士・栄養士の役割は重要であり、今後も市町村や関係団体と連携して、人材育成等を通じた地域包括ケアの推進に努めてまいります。
10	高齢者の在宅医療を支える医療・介護の連携促進	○誤嚥性肺炎や認知症の予防には、低栄養リスクの高い方々への早期の支援が必要。各地域の栄養団体と連携して、悪化する前段階での住民への啓発を行う必要がある。	○低栄養リスクの高い方々を早期に発見し、必要な支援に繋げるため、連携体制の構築等について記載することとします。

番号	項目	御意見（御提案）の趣旨	京都府の考え方
11	地域包括ケアシステムを支える人材の確保・定着・育成	○地域包括ケアを支えるため、「栄養ケア・ステーション」で活躍できる管理栄養士の人材育成を進めていきたい。管理栄養士養成校としても、多職種連携で高齢者の在宅療養を支える管理栄養士の養成に努めていきたい。	○高齢者の在宅ケアを支える多職種連携において、管理栄養士・栄養士の役割は重要であり、今後も市町村や関係団体と連携して、人材育成等を通じた地域包括ケアの推進に努めてまいります。
12	認知症総合対策の推進	○「認知症の人の権利擁護の推進」に、日常生活自立支援事業が挙げられているが、本事業は市町村社会福祉協議会が実施している。京都府が実施しているとの誤解がないように記載いただきたい。	○御意見の趣旨を踏まえ、社会福祉協議会が実施する事業である旨、記載することとします。
13	高齢者の安心・安全な日常生活を共に支える活動等の推進	○「高齢者の見守り活動～」の中で、「社会福祉協議会」の記載があるが、「ボランティア」等の記載があるため、「日常生活自立支援事業」を記載いただきたい。	○本項は、日常生活自立支援事業のみでなく、インフォーマルサポートも含めた、見守り活動や日常生活支援に取り組む、NPOやボランティア団体も含めた様々な団体の幅広い活動を支援する趣旨で記載しているものです。
14	その他	○各分野（高齢、オレンジプラン、障害等）の計画の記載事項を統一していただきたい。	○本計画の策定にあたっては、今年度同時改定となる保健医療計画や京都市オレンジプラン、障害者福祉計画等との整合を図ってまいります。
15	その他	○高齢者が地域で安心して生活するためには、成年後見制度をはじめ、多くの社会資源や制度、施策が複合的に地域住民に機能することが必須であり、社会福祉協議会は高齢者の権利擁護推進のためには不可欠。京都府においては、日常生活自立支援事業の利用料は、生活保護世帯・非課税世帯は無料となっており、利用者にとって有益である。	○引き続き、日常生活自立支援事業の継続・充実に向けて、取組を進めてまいります。
16	その他	○計画の趣旨に賛同する。食事は生きることであり、健康の源である。「栄養ケア・ステーション」の明記、専門家としての管理栄養士の人材育成の明記は歓迎する。	○在宅療養者への質の高い訪問栄養食事指導は重要であり、指導を行う管理栄養士の育成を目的とした、関係団体が行う研修を支援するなど体制整備に努めてまいります。
17	地域包括ケアシステムを支える人材の確保について	○高齢者人口が増加する一方で、介護従事者が集まらないのは最大の問題である。平成27年度の介護・福祉人材の確保目標が2,400人であるのに対し、平成28年度が2,350人に減っている理由は何か。もっと目標を上げ、効果的な取組を考えていかないと大変なことになる。	○介護・福祉人材の確保は、喫緊の課題であり、計画においても重点課題に位置づけ、取組を推進しているところです。現行計画では、27年度～29年度で7,000人を確保する計画に対して、様々な取組を推進した結果、約7,100人程度の確保を見込んでいます。新たな計画では、3年間で7,500人の介護・福祉人材を確保することを目指します。
18	地域包括ケアシステムを支える人材の確保について	○軽度者を対象とした機能訓練型通所や介護予防の家事支援訪問介護は介護保険から切り離して考えるべき。サービスの抑制は必要。	○要支援者に対する訪問介護は、平成27年度の制度改正で創設された介護予防・日常生活総合支援事業に移行されたところです。今後とも、市町村と連携し、地域の実情に応じた必要なサービス提供体制の確保に努めるとともに、介護給付適正化事業の推進など、介護保険制度を持続可能な制度として維持するための取組を進めてまいります。
19	地域包括ケアシステムを支える人材の確保について	○利用者の権利意識が高くなってきており、意識改革が必要。	○介護保険制度は自助を基本としながら、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援するための相互扶助の仕組みであること等、市町村や関係団体と連携して、介護保険制度の理念や仕組みについての普及啓発を進めてまいります。
20	基本的な政策目標について	○自立支援型ケアマネジメントの推進、予防・改善型のケアマネジメントの推進、地域包括支援センターのスキルの向上等の人材育成は要（かなめ）であり、成果指標に組み込んではいかがでしょうか。	○自立支援・重度化防止に向けた取組は今後ますます重要となるため、成果指標に地域ケア会議等への支援を記載することとします。